

第5回 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会

～議事録～

日 時：平成29年7月12日（水）

14：00～15：20

場 所：山梨運輸支局2F 会議室

1. 開 会
《事務局》
志 村

定刻になりましたので、ただ今から、第5回甲府交通圏タクシー準特定地域協議会を開催させていただきます。

本日は、猛暑の中、又、ご多忙のところを関係者の皆様には、ご出席いただき誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めます山梨県タクシー協会の志村と申します。

議事に入るまでの進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

始めに、本日の協議会につきましては、代理出席を含め、構成員19名中、15名のご出席をいただいておりますので設置要綱第5条第15号の規定に基づき成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日欠席の構成員につきましては、事前に議決における事務局への委任状を受け取っております。

また、本協議会は要綱におきまして「原則として公開とする」とされておりますので、公開とさせていただきます。よろしくお願い致します。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

『議事次第』、『構成員名簿』、『出席者名簿』、『配席図』

《資 料》

資料1 『準特定地域協議会設置要綱の一部改正について』

資料2 『タクシー事業の現状について』

資料3 『適正化・活性化に関する改正特措法施行後の取組状況について』

資料4 『活性化事業に係る調査の公表について』

資料5 『活性化事業に係る調査項目における目標値設定について』

資料6 『甲府交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について』

資料7 『甲府交通圏の輸送実績前年比較表について』

《参考資料》

資料1 『特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法』に係るフォローアップについて

資料2 『小田原地区・群馬県A地区・B地区及び山梨県A地区の運賃改定について』

資料3 『一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅の範囲の指定について』の一部改正について』

資料4 『一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について』の一

	<p style="text-align: center;">部改正について</p> <p>をご用意しております。資料に不足がございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。</p> <p>ないようですので、 ここで4月の人事異動に伴いお代わりになられました委員の方々がおられますので、自己紹介をお願いいたしたいと存じます。佐々木会長から時計回りをお願い致します。</p> <p style="text-align: center;"><各委員自己紹介></p> <p>ありがとうございました。 ここでオブザーバーとしてご出席いただいております山梨運輸支局の皆様及び事務局をご紹介いたします。遠藤支局長から自己紹介をお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><自己紹介></p> <p>ありがとうございました。 それでは佐々木会長より皆様にご挨拶を申し上げます。佐々木会長お願いいたします。</p> <p>【会長挨拶】 佐々木会長</p> <p>改めまして、山梨大学の佐々木と申します。 よろしくお願い致します。 皆様には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。第5回甲府交通圏タクシー準特定地域協議会でございます。 先ほど資料を確認させていただきましたように、沢山の資料でございます。 議題はいろいろとありますが活性化のことも含めて、タクシー事業のあり方についてご議論していただきたいと思っております。 タクシー業界につきましては、私が申し上げるまでもなく、報道等にございますように大変厳しい状況であります。 業界の活性化に向けて皆様の活発なご議論をお願いいたします。</p> <p>《事務局》 志 村</p> <p>ありがとうございました。 それでは議事の進行につきましては、設置要綱第5条第2項の規定に基づき、佐々木会長をお願いします。</p> <p>2 . 議 事 佐々木会長</p> <p>それでは議事に入ります。議事の円滑な進行にご協力を賜りますようお願いいたします。 それでは 議事(1)『準特定地域協議会設置要綱の一部改正(案)について』を事務局よりご説明をお願いします。</p> <p>《事務局》</p> <p>(1) 準特定地域協議会設置要綱の一部改正(案)について</p>
--	---

志 村	<p>それではご説明させていただきます。</p> <p>資料 1 をご覧下さい。設置要綱の変更箇所についてご説明します。</p> <p>第 4 条第 1 項の構成員の任期について削除いたしました。この削除は、同条第 2 項との整合性をとったものです。</p> <p>次に第 5 条第 1 6 項の変更ですが、文書による協議の範囲を見直させていただいております。これは従前の書面協議の事項に加え、「軽微な事項について、やむを得ない事項」を追記しておりますが、あくまでもお集まりいただき、協議することを基本にしている考えに変わりはありません。</p>
佐々木会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、ご提案ありました『任期の変更』、『軽微な事項でやむを得ない場合の書面協議』の 2 点ございます。基本的には委員にお集まりいただき、ご協議させていただきます。この件についてご意見、ご質問ございますか。</p> <p>「異議なし」の発言</p>
佐々木会長	<p>それでは設置要綱の一部改正（案）について、議決をとりたいと存じます。議決方法について事務局よりご説明をお願いします。</p>
《事務局》 志 村	<p>それではご説明いたします。</p> <p>設置要綱の一部改正につきましては、設置要綱第 5 条第 1 0 項（ 2 ）の規定により議決をとることとなっております。</p> <p>また、本日欠席の構成員につきましては、事前に議決における事務局への委任状を受け取っておりますことを申し添えます。</p> <p>なお、設置要綱第 5 条第 1 0 項（ 2 ） 及び については、「過半数の合意を受けております。」ことをご報告いたします。</p>
佐々木会長	<p>ありがとうございました。それでは、議事（ 1 ）設置要綱の一部改正について議決をとりたいと思います。</p> <p>ご異議はございますか。</p> <p>「異議なし」の発言</p> <p>ありがとうございました。特段ご異議なく合意されましたので、設置要綱の一部改正につきましては原案のとおり変更いたします。</p> <p>次に議事（ 2 ）『タクシー事業の現状について』をオブザーバーとしてご出席いただいております山梨運輸支局よりご説明をお願いします。</p>
《オブザー	<p>山梨運輸支局の鈴木です。それではご説明いたします。</p>

<p>バー》 鈴木首席</p>	<p>【資料２】『タクシー事業の現状について』をご覧ください。 ～『資料２』により説明～</p>
<p>佐々木会長</p>	<p>ありがとうございました。 ただ今、『タクシー事業の現状について』ご説明がございましたが、ご意見、ご質問があればお受けいたします。 ないようですので、『タクシー事業の現状について』、ご了承いただけるでしょうか。</p>
<p>《事務局》 志村</p>	<p>「異議なし」の発言 ありがとうございました。 次に議事（３）『適正化と活性化に係る改正特措法施行後の取組み状況について』を事務局よりご説明をお願いします。</p>
<p>《事務局》 志村</p>	<p>それではご説明いたします。 資料３『適正化と活性化に係る改正特措法施行後の取組み状況について』をご覧ください。 ～『資料３』により説明～</p>
<p>佐々木会長</p>	<p>ありがとうございました。 ただ今、『適正化と活性化に係る改正特措法施行後の取組み状況について』ご説明がございました。 活性化につきましてはなかなか難しいということですが、内容についてご意見、ご質問がございますか。 私から１つ質問がございます。代替車両は年間どのくらいあるのでしょうか。</p>
<p>《事務局》 志村</p>	<p>協会では代替車両については把握しておりませんが、景気が低迷しているので車の買い替えは少ないのではないかと思います。</p>
<p>佐々木会長</p>	<p>代替車両が多くあればＵＤタクシーの導入もできるのではないかと。</p>
<p>《事務局》 志村</p>	<p>山梨運輸支局によりますと月３～４台程度ということですので、年間４０台前後ではないかと思われます。</p>
<p>佐々木会長</p>	<p>ありがとうございました。 山梨県全体の交通事故件数は減っていますが、タクシーの事故は増えています。この事故件数を減らすことによって、利用者にもタクシーは安全だということをもっとＰＲできるのではないかと。そうすれば利用者も増えるのではないかと。</p>

<p>《事務局》 志村</p>	<p>事故件数は60件と昨年より10件増加しておりますが、第一当事者としての事故件数は34件です。これを更に減少させることによって利用者からの信頼を更に得たいと考えております。</p>
<p>佐々木会長</p>	<p>その他、ご意見、ご質問ございますか。 ないようですので、よろしければ『適正化と活性化に係る改正特措法施行後の取組状況について』、ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>「異議なし」の発言</p> <p>ありがとうございました。 それでは、議事(4)『適正化・活性化に関する改正特措法に係るフォローアップについて』をオブザーバーとしてご出席いただいております山梨運輸支局よりご説明をお願いします。</p>
<p>《オブザーバー》 鈴木首席</p>	<p>山梨運輸支局の鈴木です。それではご説明いたします。 参考資料1『適正化・活性化に関する改正特措法に係るフォローアップについて』をご覧ください。</p> <p>～『参考資料1』により説明～</p>
<p>佐々木会長</p>	<p>ありがとうございました。 ただ今の「適正化・活性化に関する改正特措法に係るフォローアップ」について、ご質問ございますか。</p> <p>ないようですので、議事(4)『活性化事業に係る調査の公表について』を事務局よりご説明をお願いします。</p>
<p>《事務局》 志村</p>	<p>それではご説明いたします。 資料4『活性化事業に係る調査の公表について』をご覧ください。</p> <p>～『資料4』により説明～</p>
<p>佐々木会長</p>	<p>ありがとうございました。 ただ今の『活性化事業に係る調査の公表について』ご意見、ご質問ございますか。</p> <p>「異議なし」の発言 ないようですので、議事(4)『活性化事業に係る調査項目における目標値の設定について』を事務局よりご説明をお願いします。</p>

<p>《事務局》 志 村</p>	<p>それではご説明いたします。 資料5『活性化事業に係る調査項目における目標値の設定について』をご覧ください。</p>
	<p>～『資料5』により説明～</p> <p>今後、資料4に基づき目標値(案)を設定いたしますが国土交通省への報告日程が迫っておりますので、目標値設定につきましては書面協議をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p>
<p>佐々木会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今後、事務局で目標値を設定するということですが、これにつきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>なお、目標値設定に当たっては、周辺協議会の状況等も踏まえて目標値を設定していただきたいと思えます。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>「異議なし」の発言</p> <p>ないようですので書面協議のときに検討していただきたいと思えます。</p> <p>それでは、議事(5)『地域計画の一部改正(案)について』を事務局よりご説明をお願いします。</p>
<p>《事務局》 志 村</p>	<p>それではご説明いたします。 資料6『地域計画の一部改正(案)について』をご覧ください。</p>
<p>佐々木会長</p>	<p>～『資料6』により説明～</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、ご提案のありました『ユニバーサルドライバー研修』、『アプリ配車サービス』、『先進安全自動車(ASV)車両の導入』の3点を地域計画の中に追記するということですが、この件についてご意見、ご質問ございますか。</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、準特定地域計画の一部改正(案)について議決をとりたいと存じます。</p> <p>議決方法について、事務局よりご説明をお願いします。</p>
<p>《事務局》 志 村</p>	<p>それではご説明いたします。</p> <p>準特定地域計画の一部改正につきましては、設置要綱第5条第10項(3)の規定により議決をとることとなっております。なお、本日欠席の構成員につきましては、事前に議決における事務局への委任状を受け取っていることを申し添えます。</p> <p>また、設置要綱第5条第10項(3) について、甲府交通圏の車両台数の「過半数</p>

<p>佐々木会長</p>	<p>の合意を受けている」ことをご報告いたします。</p> <p>ありがとうございました。 それでは準特定地域計画の一部改正について議決をとりたいと存じます。 ご異議はございますか。</p> <p>「異議なし」の発言</p> <p>ありがとうございました。 ご異議なく合意されましたので、甲府交通圏準特定地域計画の一部改正につきましては原案のとおり変更いたします。</p> <p>次に議事（６）『運賃改定に係る実績等の報告について』を事務局よりご説明をお願いします。</p>
<p>《事務局》 志村</p>	<p>それではご説明いたします。</p> <p>参考資料２『小田原地区・群馬県A地区・B地区及び山梨県A地区のタクシー運賃改定について』をご覧ください。</p> <p>平成２８年４月１日に小型車の車種区分の廃止を理由として、甲府交通圏の事業者から公定幅運賃の変更を求める要請書（東八・東山交通圏、峡西交通圏及び峡北交通圏は運賃改定申請書をいう。）が事業者から関東運輸局長に提出されました。</p> <p>その後、３ヶ月間に各事業者から要請書、運賃改定申請書の提出があり、運賃区域の山梨県A地区で事業者全体車両数の７０割以上の要請（申請）となったことから、手続が開始され、運賃改定の判断を行った結果、運賃改定が必要と判断されました。これに伴い、昨年９月９日、書面により意見を聴取する書面協議会を開催したところ、構成員の皆様から『この措置が今後、利用者の利便性向上や更なる安全確保が前提であれば運賃改定はやむを得ない』とのご意見をいただきました。その結果、平成２９年３月１５日に新たに小型車を廃止とした『公定幅運賃及び自動認可運賃』が公表され４月１７日に実施されたところであります。</p> <p>資料７をご覧ください。</p> <p>全事業者が普通車については、現行の１．８km 730円を選択しましたので、改定前と変わらぬ運賃となりました。</p> <p>結果的に小型車は運賃値上げとなりましたが、現在に至っても小型運賃廃止に伴う苦情やトラブルはありません。</p> <p>それでは運賃改定後の実績報告を前年に対比してご説明いたします。</p> <p>～『資料７』により説明～</p>
<p>佐々木会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>運賃改定後の輸送実績の説明がありましたが、甲府交通圏には小型車がもともと少ないということですね。</p>

《事務局》 志 村	はい、甲府交通圏は40両程です。
佐々木会長	全体からすると1割強で、それほど影響はないということです。 何かご意見、ご質問ございますか。 ないようですので、(7)その他ですが、皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。
川口委員	警察本部の川口と申します。2点ほど申し上げたいことがございます。先ほどタクシー事業の取り組みの中で、活性化事業として防犯対策など警察行政にご理解をいただき、取り組んでいることに対し感謝しております。また、犯罪捜査につきましてもドライブレコーダー・日報等でご協力いただきまして誠にありがとうございます。 もう一点は、甲府駅南口のバス・タクシー乗り場ですが、自家用車の乗り入れ規制について一般ドライバーへの周知が非常に難しい。私どもも現場で指導するとともに看板、チラシ等で一般利用者に周知を図りますのでご協力をお願い致します。
佐々木会長	ありがとうございました。その他、ご意見、ご質問ございますか。
大木委員	ありがとうございます。甲府駅南口のタクシー乗り場は、県の主導でショットガン方式を行っております。また、北口は市が主導で運営しております。南口につきましては、入口がクランクのようになっていて非常に分かりづらい。いろんな人から分かりづらいといわれますが、これも慣れである。8月9日にオープンしますが、私どもも良質な運転手を駅前に送ってスムーズな対応ができるようにしたいと思います。 もし、タクシーに関して気づいたこと、あるいは苦情等がございましたら協会へご一報をいただければと思います。よろしくお願い致します。
佐々木会長	その他、何かございますか。 ないようですので、事務局から何かございますか。
《事務局》 志 村	特にございませんが、次回の協議会につきましては、改めましてご連絡いたしますので、よろしくお願い致します。
佐々木会長	長時間にわたりご議論いただき、ありがとうございました。それでは、議事進行を事務局にお返しします。
3.閉会 《事務局》 志 村	佐々木会長には、議事進行誠にありがとうございました。 これもちまして第5回甲府交通圏タクシー準特定地域協議会を閉会いたします。 本日はご多忙の中、関係者の皆様には、ご出席いただき誠にありがとうございました。お気をつけてお帰り下さい。